

民法

設問

【事実】

- 金融業を営むBは、顧客に貸し付ける資金を調達するため、1年後を弁済期としてAから1200万円を利息付きで借り受けた。これより先に、Bは、内縁の妻Cから400万円を無利息で借り受けていたほか、複数の債権者に対して債務を負っていた。
- Bは、Aに対する債務について、弁済期に200万円しか弁済できず、その後Aから弁済を求められても、毎月、遅延利息しか支払えず、元本を弁済することができなかった。
- Aの貸付けから7年後、Bの負債は総額約2億円に達していた。このころ、Bは、所有する土地建物(以下、「本件不動産」という。市場価格1300万円)をCに代物弁済し(以下、「本件代物弁済」という)、BからCへ所有権移転登記をしていた。
- 本件代物弁済が行われた当時、Bには本件不動産以外、見るべき資産はなかった。なお、Cが本件代物弁済を受けた当時、Cは、Bが他に多額の債務を負っていることを知っていた。
- 本件代物弁済の2か月後、Bが死亡し、その直後にAは本件代物弁済のことを知った。
- Aは、本件代物弁済を知った後間もなく、Cに対し、本件代物弁済は過大な代物弁済であると主張して債権者取消しの訴えを提起し、本件不動産の価値1300万円のうちCの債権額400万円を超える部分である900万円を支払うことを求めた。

【事実】1から6までの下で、Cは、A・B間の貸金債権は時効により消滅していると主張して、Aの訴えの棄却を求めている。Cの主張は認められるか。

◆ポイント

- 消滅時効を援用できる者は誰か。
- 詐害行為の受益者は被保全債権の消滅時効を援用できるか。
- 消滅時効の完成猶予・更新の効力は誰にまで及ぶか。

解説

① 消滅時効を援用しうる者 (援用権者の範囲)

本問では、Bが無資力であるにもかかわらず、400万円の債権を有するCに、1300万円相当の本件不動産を代物弁済として譲渡している。そのため、本件代物弁済のうちCの債務額を超える部分は、過大な代物弁済としてAによる債権者取消しの対象となり(424条の4)、AはCに対して、この超過部分の取消しと返還すべき金銭のAへの支払(424条の9第1項前段参照)を求めることが考えられる(事実4から

Bの詐害意思とCの悪意も認められる。424条1項参照)。もっとも、AがCに対して債権者取消しの訴えを提起した時点で、A・B間の1000万円の被保全債権については、その弁済期から6年が経過している。債権者は弁済期を知っていることが通常であり、弁済期到来時が「権利を行使することができることを知った時」だといえるため、Aの被保全債権の消滅時効が完成している可能性がある(166条1項1号参照)。Aの債権が時効消滅していれば、Aの債権者取消しの訴えは認められない。しかし、時効には「当事者」の援用が必要であり(145条)、A・B間の債権の消滅時効を、自らはその債務者ではないCが援用できるかが問題となる。まず、この点から見ていこう。

- 145条は、「時効は、当事者(消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」とする。消滅時効では、ここに言う「当事者」(援用権者)に、時効で消滅する債務の債務者(設問のB)が含まれることは疑いがない。その他の「当事者」について、平成29年改正前の民法145条の下で判例は、「権利の時効消滅により直接利益を受ける者」としていた(最判昭和42・10・27民集21巻8号2110頁)。現行法は「当事者」の語を残しつつ、消滅時効についてこれを括弧書の中で「権利の消滅について正当な利益を有する者」とし、またその具体例として、保証人、物上保証人、第三取得者を掲げる。もっとも、「その他権利の消滅について正当な利益を有する者」に具体的にどのような者が含まれるかは、なお解釈に委ねられている。

- 旧法下の学説では、援用権者の範囲の判断基準に関して種々の議論が展開されてきた。これらの議論は、現行法の「権利の消滅について正当な利益を有する者」を考察する上でも有用である。特に、時効により「直接利益を受ける」か否かという判例の判断基準に代わるより具体的な一般的基準を探求する学説は、あるいは、時効の目的(義務からの解放)や「直接の当事者」(債権の消滅時効でいえば、時効が完成した債権の債務者。以下、本節において「乙」とする)による援用が絶対効を持つことから基準を抽出し、①援用権の有無が問題となっている「第三者」(以下、本節において「丙」とする)が時効の援用により義務を免れる者であり、かつ②乙が丙のために援用すべき関係にあるとき(または③そのような関係にないとしても丙の援用を正当化する他の理由があるとき)、丙に援用権が認められるとする(松久三四彦『時効制度の構造と解釈』207頁。以下、「α説」とする)。またあるいは、判例の分析から基準を抽出し、①時効を援用しようとする者と相手方の間に、援用によって得喪の効果が生じる「直接の法律関係」(例えば物上保証人による援用でいえば、担保権の実行を甘受するという物的負担)が存在し(直接性)、かつ②その「直接の法律関係」が、他の援用権者の法律関係とは別個独立して(当該援用権者との相対的な関係のみ)消滅し又は取得したものと捉えうるとき(可分性。物上保証人でいえば、被担保債権の存続に